

平成18年 9月

第10回 成年後見制度の利用

稲垣 創平

前回お話したように書類等の準備が整いましたら、家庭裁判所に電話をし申立（面接）の予約を取ります。そして、その予約した日時に準備した書類を持って後見係の受付に行きます。そうすると、調査官の方が登場し調査室へ移動、いよいよ面接の開始です。

面接が始まると、まず今回の申立の確認、つまり「本当に成年後見制度の申立をして良いかどうか」を後見人候補者に再度確認します。成年後見制度は、後見人が被後見人の面倒を生涯見続けなければいけないような制度ですから、生半可な気持ちでは務まらない事を調査官から念押しされます。

それが終わるといよいよ内容面の面接です。後見人候補者が後見人として適格かどうかを判断するための面接が行われます。面接でポイントとなる点は下記の2つです。

人格的側面

後見人は被後見人の身の回りの世話を生涯続けなければいけないわけですから、人格的な面をしっかりと面接されているはずで

経済的側面

後見人が被後見人をサポートするだけの経済力があるのかどうか！を提出する「本人(被後見人)に関する照会書」及び「候補者(後見人)に関する照会書」をもとにしっかりチェックされます。

全体的な印象は……。思ってた以上に細かいことを聞かれます。もちろん成年後見人の申立ですからそれなりに細かい質問もされるだろうとある程度予測はしていたのですが、預金通帳の細かいお金の動きなど想像以上に深いところまで聞かれますので、しっかり打合せをし準備しておくことをお勧めします。

以上が面接の主な内容です。他にも細かい内容はありますが、約2時間 30分で面接は終了しました。後は家庭裁判所から連絡を待つという事になります。

家庭裁判所の面接というと何か怖い？イメージがあるかもしれませんが、そんな事はありません。現に我々の担当をして下さった調査官の方は非常に親切で丁寧に指導して下さいました。

上記内容は、当事務所が申立した大阪家庭裁判所の内容に基づくものであり、各裁判所によって手続内容が異なりますのでお知りおきください。